

四半期報告書

(第13期第3四半期)

ngi group株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	46
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	47

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽 三
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【電話番号】	03 (6427) 9559 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 河 合 博 之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【電話番号】	03 (6427) 9559 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 河 合 博 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 累計期間	第12期 第3四半期連結 会計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第12期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	6,909,338	4,937,977	2,707,594	2,260,899	8,828,965
経常利益 (千円)	1,249,163	190,631	480,486	116,118	702,534
四半期純利益又は四半期(当期)純損失(△) (千円)	△34,060	486,266	△289,262	147,048	△1,738,441
純資産額 (千円)	—	—	8,747,243	7,009,181	6,751,267
総資産額 (千円)	—	—	13,128,386	9,328,522	9,773,083
1株当たり純資産額 (円)	—	—	56,933.05	43,466.40	38,952.09
1株当たり四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△279.34	3,926.85	△2,341.75	1,187.49	△14,206.20
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	3,917.02	—	1,184.55	—
自己資本比率 (%)	—	—	53.6	57.7	49.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	866,555	921,052	—	—	1,278,407
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,155,786	△332,021	—	—	△1,154,410
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△239,032	△173,993	—	—	△690,344
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	3,924,753	4,179,414	3,903,552
従業員数 (名)	—	—	284	172	267

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第12期及び第12期第3四半期連結累計期間、第12期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在	
従業員数（名）	172（20）

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在	
従業員数（名）	8（1）

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（千円）
インターネット関連事業	1,391,621

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 前年同四半期比は、前年四半期の金額に重要性がないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（千円）	受注残高（千円）
インターネット関連事業	1,685,317	30,680

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 前年同四半期比は、前年四半期の金額に重要性がないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
インターネット関連事業	1,891,970	92.4
インベストメント&インキュベーション事業	360,461	△78.7
その他事業	8,468	△73.0
合計	2,260,899	△16.5

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2. インベストメント&インキュベーション事業の販売高には、インベストメント&インキュベーション事業で運用している投資事業組合の管理報酬、成功報酬が含まれています。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	439,764	19.45
株式会社ビービーエムエフ	232,413	10.28

4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 (注) 第5「経理の状況」の「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、上記には(株)フラクタリストの第3・第4四半期会計期間(平成21年7月～12月)の実績が含まれております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の連結売上高は2,260百万円（前年同期間比16.5%減）となり、連結営業利益は、125百万円（前年同期間比86.2%減）、連結経常利益は116百万円（前年同期間比75.8%減）となりました。連結する投資事業有限責任組合における減損等による損失、および連結子会社の四半期純損失について、当社以外の出資者の持分（40.02%～71.4%）である損失（少数株主損失104百万円）が最終的に控除されること等によって連結四半期純利益は147百万円（前年同期間289百万円の連結四半期純損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(インターネット関連事業)

インターネット関連事業は、おもに(株)フラクタリストによるモバイル関連事業、(株)RSS広告社によるインターネット広告関連事業、(株)アルトビジョンによるメールマーケティングサービスを提供しております。

当事業におきまして、モバイル関連事業およびインターネット広告関連事業は(株)フラクタリストにおけるクリック課金型モバイルアドネットワークサービス「AD-STAY」が、開始5ヶ月で広告表示回数が5億回を突破するなど、新たなアドネットワークの提供や、(株)RSS広告社におけるバナー上からTwitterのツイートを投稿できる「TweetbannerPost」の開発といった展開とともに、営業強化などの施策実施に伴って堅調に推移した一方で、景気後退に伴った企業のコスト削減から広告事業の売上総利益率が低調に推移しております。また、将来の事業拡大に向けた体制整備や事業投資などを引き続き実施しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間におけるインターネット関連事業は売上高1,891百万円（前年同期間比92.4%増）、営業利益48百万円（前年同期間比0.1%減）となりました。

なお、(株)フラクタリストにつきまして、当第3四半期連結会計期間において、6ヶ月分の損益を反映しているため、売上高増加の主な要因となっております。なお、影響額につきましては、第5「経理の状況」の「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に詳細を記載しております。

(インベストメント&インキュベーション事業)

インベストメント&インキュベーション事業は、おもにシード/アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や未来予想(株)を通じた経営管理コンサルティング、レンタルオフィス、プレスリリース配信代行等のインキュベーションサービスを提供しております。

当事業につきましては、インキュベーションサービスにおいてプレスリリース配信代行サービ

ス「@Press（アットプレス）」などの利用が引き続き拡大したほか、平成21年5月にオープンしたインキュベーション施設「CROSS COOP(クロスコープ) 青山」の稼働率が徐々に上昇するなど堅調に推移いたしました。その一方で、ベンチャー企業への投資につきましては、保有する上場営業投資有価証券の売却を前年同期間に比べて大幅に抑制するとともに、連結する投資事業有限責任組合等において投資先の一部について減損を実施いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間におけるインベストメント&インキュベーション事業は売上高360百万円（前年同期間比78.7%減）、営業利益246百万円（前年同期間比77.5%減）となりました。

（その他事業）

その他事業はおもに3Di(株)を通じて3Dインターネット分野で事業を行っております。

3Dインターネット分野につきましては平成20年5月に日本電信電話(株)(NTT)グループと資本・業務提携し、平成21年9月に追加で増資を実施するなど関係を強化するとともに、OA用品卸売りの大手・サンワサプライ株式会社のネット通販において「SANWA 3D INTERNET LAB」に導入されるなどの実績を上げております。

また、従来のライセンス販売に加えクラウドコンピューティングを利用したプラットフォームサービス(PaaS)や3D会議システムなどのアプリケーションサービス(SaaS)の事業化を積極的に推進するとともに、広告バナー上で3D空間を表示・操作できるインターネット広告技術「3Diイマーシブ・バナー」のβ版の公開しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間におけるその他事業は売上高8百万円（前年同期間比73.0%減）、営業損失117百万円（前年同期間23百万円の営業損失）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第2四半期末より275百万円増加し、4,179百万円となりました。当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日までの3ヶ月間)における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は251百万円（前年同期間は1,001百万円の獲得）となりました。これは主に売上債権の回収による増加144百万円や、税金等調整前四半期純利益53百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は49百万円（前年同期間は348百万円の使用）となりました。これは主に敷金の回収による収入66百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は26百万円（前年同期間は285百万円の獲得）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出66百万円及び、新たな借入による収入50百万円等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

平成19年7月13日開催の取締役会において、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様はその買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定め、その有効期限を翌年の定時株主総会終結までとしております。本ルールにつきましてはその後も定時株主総会終了後の取締役会において継続を決議しており、本年においても平成21年6月25日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

① 本ルールの目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項であると考えますが、そのためには買収提案に関する十分な情報やそれを評価するために相応の時間が株主の皆様提供されて然るべきであると考えます。

そのためにも、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価および取得後の経営計画が妥当かどうかを株主の皆様適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社グループが営む事業の背景を踏まえた上で、今後の経営方針、事業計画などの当社グループの将来の企業価値を形成すべき方針や施策について適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては諮問委員会が株主の皆様の利益のために買収提案の改善を大規模買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

また、平成21年3月31日現在、当社役職員等により発行済株式総数の28%以上が保有されておりますが、当社は公開会社であり、株主の意思に基づく自由な売買が可能であることから、当社役職員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって上記比率が低下する可能性があります。また、当社グループは今後、高い経済成長が見込まれる地域やインターネット以外の成長産業にも投資対象を広げるなど、あらゆるビジネス領域への進出も中期的な経営戦略としており、その過程において新株式の発行等、資本市場から資金調達を行った場合には各株主の持株比率は希釈化される可能性もあり、現在の株主構成が大幅に変動する可能性があります。

これらの事由を考慮すると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為が行われる可能性も決して否定できない状況にあります。このため、当社ではこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為を行うに際してのルールを設定いたします。

② 本ルールの内容

(イ) 大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。

(甲) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

(乙) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数

(丙) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数

(丁) 本ルールに従う旨の誓約

(ロ) 当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報のリスト（以下「情報リスト」という）を大規模買付者に交付します。

(甲) 大規模買付者の概要（大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。）

(乙) 大規模買付行為の目的及び内容

(丙) 当社株式の取得対価及びその算定根拠

(丁) 買付資金の存在を根拠づける資料

(戊) 当社の経営に参画後5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(己) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることがあります。なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(ハ) 諮問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間（以下、「諮問委員会検討期間」という）として確保できてしかるべきものと考えます。諮問委員会は諮問委員会検討期間内に独立の外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は（ハ）における諮問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

③ ルール

(イ) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、④に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するために④に定める対抗措置をとる場合があります。

- (甲) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
- (乙) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (丙) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (丁) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (戊) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

(ロ) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、④に定める対抗措置をとることとします。

④ 対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

⑤ 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

(イ) 本ルールが株主の皆様および投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくために必要かつ十分な情報や諮問委員会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が諮問委員会からの代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

また、本ルールに従って大規模買付行為が行われるにもかかわらず、当社が対抗措置を発動するのは、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると合理的に判断される場合に限られます。従いまして、本方針の導入は当社株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、③において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なり得ますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださいますようお願いいたします。

(ロ) 対抗措置発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

当社の社外取締役の協議の結果、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、法令及び当社定款上許容される対抗措置を発動する場合については、当社の株主総会において株主の皆様にご判断いただく場合か否かにかかわらず当社株主の皆様（本ルールに違反した大規模買付者及び③（イ）において当社の企業価値・株主共同の利益の確保に反する大規模買付行為であると当社の社外取締役および社外監査役が判断した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。諮問委員会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時かつ適切な開示を行います。

⑥ 本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において随時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成22年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定の検討がなされることとします。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は59百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	443,544
計	443,544

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,602	127,602	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を 採用しておりません。
計	127,602	127,602	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ・旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成14年11月27日の定時株主総会決議及び平成15年1月16日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	90
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 第2回新株予約権（平成15年11月25日の定時株主総会決議及び平成16年6月17日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月17日 至 平成26年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ 第3回新株予約権（平成16年6月23日の定時株主総会決議及び平成17年4月28日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数（個）	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	93
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年4月28日 至 平成27年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

・会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

- ⑤ 第5回新株予約権（平成18年6月21日の定時株主総会決議及び平成18年6月21日並びに平成18年6月22日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数（個）	57
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数（株）	171
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月23日 至 平成28年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとし、 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められています。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。
2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。）

3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
下記に準じて決定します。
- (1) 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、会社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (3) 会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
 - (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
 - (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるとします。

⑦ 第8回新株予約権（平成21年7月23日の取締役会決議及び平成21年7月23日の報酬委員会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数（個）	4,814
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数（株）	4,814
新株予約権の行使時の払込金額（円）	35,452
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月8日 至 平成26年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 35,452 資本組入額 17,726
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

3. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	127,602	—	1,827,994	—	48,825

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、平成21年12月31日現在の株主名簿を確認したところ、大株主であった三菱UFJ証券株式会社、日興コーディアル証券株式会社及び小池聡氏は大株主ではなくなり、伊藤良則氏、田畑正吾氏、立花証券株式会社が上位10名の大株主となっております。

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
西川 潔	東京都渋谷区	23,046	18.06
NTTインベストメント・パー トナーズファンド投資事業組合	東京都千代田区大手町2丁目3-1	11,000	8.62
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	3,970	3.11
三木谷 浩史	東京都港区	3,900	3.06
伊藤 良則	神奈川県川崎市	3,019	2.37
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	2,273	1.78
田畑 正吾	兵庫県西宮市	2,001	1.57
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-14	1,743	1.37
西川 こずえ	東京都目黒区	1,550	1.21
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目11	1,500	1.18
計	—	54,002	42.33

(注) 上記のほか、自己株式が3,771株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.96%）あります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,771	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,831	123,831	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	127,602	—	—
総株主の議決権	—	123,831	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。なお、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ngi group株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目 16番5号	3,771	—	3,771	2.96
計	—	3,771	—	3,771	2.96

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	43,500	38,500	39,400	39,300	33,900	32,000	31,700	28,300	26,990
最低(円)	20,450	28,000	30,400	29,300	30,050	22,500	23,680	21,700	22,200

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前四半期報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,179,414	3,903,552
売掛金	687,669	619,523
営業投資有価証券	3,171,854	2,559,780
その他	109,613	1,509,288
貸倒引当金	△21,193	△117,641
流動資産合計	8,127,357	8,474,502
固定資産		
有形固定資産	※1 62,963	※1 55,238
無形固定資産		
のれん	166,565	125,008
その他	292,521	427,081
無形固定資産合計	459,086	552,089
投資その他の資産		
投資有価証券	383,291	476,210
関係会社株式	121,220	6,982
その他	346,855	309,609
貸倒引当金	△172,253	△101,549
投資その他の資産合計	679,114	691,253
固定資産合計	1,201,165	1,298,580
資産合計	9,328,522	9,773,083
負債の部		
流動負債		
買掛金	239,938	265,439
短期借入金	20,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	123,366	144,276
未払法人税等	15,138	30,378
引当金	30,522	143,356
繰延税金負債	1,032,189	967,114
その他	624,106	888,424
流動負債合計	2,085,260	2,738,988
固定負債		
長期借入金	231,045	282,827
その他	3,035	—
固定負債合計	234,080	282,827
負債合計	2,319,341	3,021,815

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,827,994	1,827,994
資本剰余金	1,648,998	1,648,998
利益剰余金	842,237	364,581
自己株式	△462,029	△462,029
株主資本合計	3,857,201	3,379,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,331,414	853,217
繰延ヘッジ損益	193,871	604,258
為替換算調整勘定	—	△13,544
評価・換算差額等合計	1,525,286	1,443,931
新株予約権	21,014	73,624
少数株主持分	1,605,680	1,854,166
純資産合計	7,009,181	6,751,267
負債純資産合計	9,328,522	9,773,083

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	6,909,338	4,937,977
売上原価	2,740,801	3,262,207
売上総利益	4,168,537	1,675,770
販売費及び一般管理費	※1 2,378,707	※1 1,483,359
営業利益	1,789,829	192,410
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,104	2,889
有価証券償還益	6,628	—
還付加算金	—	9,648
その他	18,928	6,770
営業外収益合計	46,660	19,308
営業外費用		
支払利息	37,841	6,900
持分法による投資損失	48,025	12,864
為替差損	12,160	563
貸倒引当金繰入額	480,374	—
その他	8,925	758
営業外費用合計	587,327	21,087
経常利益	1,249,163	190,631
特別利益		
投資有価証券売却益	5,000	37,967
関係会社株式売却益	14,579	13,869
持分変動利益	29,326	220
事業譲渡益	3,000	100
新株予約権戻入益	—	95,145
その他	566	724
特別利益合計	52,472	148,027
特別損失		
固定資産除却損	17,629	801
投資有価証券評価損	476,048	20,257
のれん評価損	29,897	—
関係会社整理損	—	21,386
事業再構築費用	672,000	—
解約違約金	—	55,889
その他	16,867	22,049
特別損失合計	1,212,442	120,384

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
税金等調整前四半期純利益	89,193	218,273
法人税、住民税及び事業税	488,495	7,304
過年度法人税等	29,334	△23,280
法人税等調整額	△368,716	19,920
法人税等合計	149,112	3,943
少数株主損失(△)	△25,859	△271,936
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△34,060	486,266

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	2,707,594	2,260,899
売上原価	1,013,468	1,567,862
売上総利益	1,694,126	693,037
販売費及び一般管理費	※1 781,524	※1 567,455
営業利益	912,601	125,581
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,710	721
その他	1,241	2,773
営業外収益合計	5,951	3,494
営業外費用		
支払利息	8,079	2,791
持分法による投資損失	15,592	9,668
為替差損	56	—
貸倒引当金繰入額	411,313	—
その他	3,024	496
営業外費用合計	438,066	12,956
経常利益	480,486	116,118
特別利益		
持分変動利益	4,360	—
投資有価証券売却益	5,000	—
特別利益合計	9,360	—
特別損失		
固定資産除却損	14,042	—
投資有価証券評価損	356,007	—
のれん評価損	17,300	—
事業再構築費用	672,000	—
解約違約金	—	55,889
その他	6	7,051
特別損失合計	1,059,356	62,941
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△569,508	53,177
法人税、住民税及び事業税	205,092	9,463
法人税等調整額	△481,655	1,222
法人税等合計	△276,562	10,686
少数株主損失(△)	△3,683	△104,557
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△289,262	147,048

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	89,193	218,273
減価償却費	133,412	109,636
のれん償却額	68,409	35,512
株式報酬費用	—	42,534
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	486,252	23,624
事業再構築引当金の増減額 (△は減少)	—	△21,490
受取利息及び受取配当金	△21,104	△2,889
支払利息	37,841	6,900
のれん評価損	29,897	—
事業再構築費用	672,000	—
持分法による投資損益 (△は益)	48,025	12,864
持分変動利益	△29,326	△220
持分変動損失	2,437	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	476,048	20,257
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,000	△25,490
関係会社株式売却損益 (△は益)	△14,579	△13,869
固定資産売却損益 (△は益)	122	△696
固定資産除却損	17,629	801
関係会社整理損	—	21,386
解約違約金	—	55,889
新株予約権戻入益	—	△95,145
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,887	△102,092
たな卸資産の増減額 (△は増加)	741	1,629
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	90,519	188,982
先渡契約の増減額 (△は増加)	—	60,219
仕入債務の増減額 (△は減少)	—	△25,501
未払金の増減額 (△は減少)	△42,261	107,794
その他	57,669	21,361
小計	2,080,041	640,274
利息及び配当金の受取額	18,836	2,889
利息の支払額	△38,278	△6,760
法人税等の支払額	△1,194,044	△18,687
法人税等の還付額	—	303,336
営業活動によるキャッシュ・フロー	866,555	921,052

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△23,207	△43,565
有形固定資産の売却による収入	1,270	3,116
無形固定資産の取得による支出	△266,591	△137,875
投資有価証券の取得による支出	△741,511	—
投資有価証券の売却による収入	96,744	97,594
関係会社株式の売却による収入	16,675	3,914
子会社株式の取得による支出	△8,050	△172,167
子会社の清算による収入	—	48,846
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△217,820	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△343,197
事業譲受による支出	△20,000	—
敷金の差入による支出	△19,444	△95,518
敷金の回収による収入	37,434	66,854
貸付けによる支出	△89,809	—
貸付金の回収による収入	81,692	243,957
会員権の取得による支出	—	△4,000
その他	△3,168	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,155,786	△332,021
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,694,271	△280,000
長期借入れによる収入	62,000	78,800
長期借入金の返済による支出	△125,830	△151,492
株式の発行による収入	10,950	—
少数株主からの払込みによる収入	502,087	199,940
少数株主からの株式買取による支出	—	△13,760
少数株主への配当金の支払額	△2,200	—
自己株式の処分による収入	1,452,000	—
自己株式の取得による支出	△303,093	—
配当金の支払額	△140,676	△6,747
リース債務の返済による支出	—	△732
財務活動によるキャッシュ・フロー	△239,032	△173,993
現金及び現金同等物に係る換算差額	△16,887	△990
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△545,151	414,047
現金及び現金同等物の期首残高	4,469,904	3,903,552
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△138,186
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,924,753	※1 4,179,414

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第3四半期連結累計期間において、上海網創諮詢有限公司、北京創元世紀投資諮詢有限公司、ngi vietnam Co., Ltd.、ngi US Inc. の4社について清算手続きを開始し、当社グループの経営戦略上の重要性が無くなったことから、連結の範囲より除外いたしました。また、(株)富士山マガジンサービスは株式を一部譲渡したことにより、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社としております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>10社</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>当第3四半期連結累計期間において、(株)富士山マガジンサービスの株式を一部譲渡したことにより関連会社となったため、連結の範囲から除外し持分法適用の範囲に含めております。また、データセクション(株)は株式の一部を譲渡したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分適用連結会社の数</p> <p>2社</p> <p>3. 連結子会社の決算に関する事項の変更</p> <p>従来、連結子会社のうち決算日が12月31日である(株)フラクタリストについては、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため当該連結子会社の決算日の財務諸表に基づき連結財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な修正を行っていましたが、より適切な連結財務情報の開示を図るために、第3四半期連結会計期間より連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結する方法に変更しております。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、連結売上高は828,852千円増加し、営業利益は2,149千円、経常利益は3,941千円、四半期純利益は4,569千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「仕入債務の増減額(△は減少)」(前第3半期連結累計期間は△16,522千円)及び「株式報酬費用」(前第3四半期連結累計期間は42,326千円)は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 54,414千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 124,112千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。
給料手当 813,489千円	給料手当 490,678千円
貸倒引当金繰入額 7,134千円	貸倒引当金繰入額 27,392千円
ポイント引当金繰入額 9,770千円	ポイント引当金繰入額 29,893千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。
給料手当 271,476千円	給料手当 182,062千円
貸倒引当金繰入 522千円	貸倒引当金繰入額 11,428千円
ポイント引当金繰入額 5,052千円	ポイント引当金繰入額 18,025千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,924,753千円	現金及び預金勘定 4,179,414千円
現金及び現金同等物 3,924,753千円	現金及び現金同等物 4,179,414千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び、当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	127,602

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,771

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	21,014
連結子会社	—	—	—
合計	—	—	21,014

(注) 権利行使期間の初日は到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年9月24日取締役会	普通株式	8,668	70	平成21年9月30日	平成21年12月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメント&インキュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	983,277	1,693,001	31,315	2,707,594	—	2,707,594
営業利益又は営業損失(△)	48,839	1,095,481	△23,981	1,120,339	△207,737	912,601

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、アドバイタジング事業、企業マーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資等、人材育成や企業の事業の立ち上げ、インキュベーションオフィス運営、人材採用支援サービス等、インターネットテクノロジーの開発及び支援、アジア・USA事業等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメント&インキュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	1,891,970	360,461	8,468	2,260,899	—	2,260,899
営業利益又は営業損失(△)	48,775	246,823	△117,846	177,753	△52,171	125,581

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

3. 連結子会社の決算に関する事項の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載の通り、連結子会社である(株)フラクタリストについて、第3四半期連結会計期間より連結決算日におけ仮決算による財務諸表にて連結する方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、インターネット関連事業における売上高は828,852千円、営業利益は2,149千円減少しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	2,905,814	3,959,117	44,406	6,909,338	—	6,909,338
営業利益又は営業損失(△)	192,241	2,400,153	△109,664	2,482,730	△692,901	1,789,829

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、アドバイタジング事業、企業マーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資等、人材育成や企業の事業の立ち上げ、インキュベーションオフィス運営、人材採用支援サービス等、インターネットテクノロジーの開発及び支援、アジア・USA事業等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	3,916,308	1,001,085	20,584	4,937,977	—	4,937,977
営業利益又は営業損失(△)	60,600	546,795	△214,688	392,707	△200,297	192,410

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

3. 連結子会社の決算に関する事項の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載の通り、連結子会社である(株)フラクタリストについて、第3四半期連結会計期間より連結決算日におけ仮決算による財務諸表にて連結する方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、インターネット関連事業における売上高は828,852千円、営業利益は2,149千円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)の本邦の売上高は全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月30日)の本邦の売上高は全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
営業投資有価証券に属するもの			
株式	767	2,247,240	2,246,472
投資有価証券に属するもの			
株式	6,160	7,140	980
合計	6,927	2,254,380	2,247,452

(注) 当第3四半期連結累計期間において、営業投資有価証券及び投資有価証券については242,611千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合に、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

1. 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 11,783千円

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
43,466円40銭	38,952円09銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	7,009,181	6,751,267
普通株式に係る純資産額(千円)	5,382,487	4,823,476
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	21,014	73,624
少数株主持分	1,605,680	1,854,166
普通株式の発行済株式数(株)	127,602	127,602
普通株式の自己株式数(株)	3,771	3,771
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	123,831	123,831

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	279円34銭	1株当たり四半期純利益金額	3,926円85銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	3,917円02銭

(注) 1. 前第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△34,060	486,266
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△34,060	486,266
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	121,933	123,831
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	311
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	平成21年8月7日発行の第8回新株予約権これらの詳細については、第4「提出会社の状況」の1「株式等の状況」(2)「新株予約等の状況」⑦に記載のとおりであります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	2,341円75銭	1株当たり四半期純利益金額	1,187円49銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,184円55銭

- (注) 1. 前第3四半期連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△289,262	147,048
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△289,262	147,048
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	123,524	123,831
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	308
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	平成21年8月7日発行の第8回新株予約権これらの詳細については、第4「提出会社の状況」の1「株式等の状況」(2)「新株予約等の状況」⑦に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成21年9月24日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 8,668千円
- (ロ) 1株当たりの金額 70円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成21年12月7日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月4日

ngi group 株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 入澤 雄太 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成21年1月29日開催の取締役会及び報酬委員会において、今後の経営方針及び経営合理化のための施策について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

ngi group株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 入澤 雄太 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長 金子陽三は、当社の第13期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。